

# 由利財政の研究(一)

辻 岡 正 己

## 目 次

はじめに

一、明治維新政府の財政窮乏と資金調達

二、由利財政における殖産興業政策

むすび

## は じ め に

明治維新政府が、日本近代化発足にあたって富国強兵を目的とし、殖産興業をその手段とし、それらを支える社会的文化的基盤として文明開化をおいたことは周知のとおりである。本論稿は殖産興業を明治政府の西洋化を志向した西欧化政策の諸政策の総体をさすものと理解して、維新政府の経済財政政策等の最初の責任者となった三岡八郎の、いわゆる由利財政の日本近代化発足にあたって果たした経済史的意義をみようとするものである。

## 一、明治維新政府の財政窮乏と資金調達

### 1. 新政権の弱体

1871(明治4)年7月14日に断行された廃藩置県によって文字通りの中央集権政府を樹立した維新政府も、それまでは封建的領有制度が旧来のまま厳存し、経済も領主経済が存続しており、政治的にはいわゆる諸藩の「寄合い世帯」で、新政権はみずからの軍事力も物質的基盤ももっておらず、その実権は極めて弱体であった。「五カ条の御誓文」にしても、倒幕

の主勢力であった薩長が王政復古の名において徳川幕府に代る実権者になるのではないかという一般的危惧から、薩長の専制化、または両藩のその争奪戦を防止する牽制目的をもって、越土両藩が迫って、薩長に宣誓させたものであるといわれるほど、諸藩相互の疑心暗鬼が強い底流をなしていたのであった。<sup>1)</sup> 木戸孝允はかれの廃藩置県の日の日記の中でつぎのように述べている。「御一新之際諸藩京都之戦争よりして東北之戦引つづき漸一年を経て天下平定、然して藩々互に肩を比し薩は長を見、土は肥を窺ひ、各皆日本内之事に着目し遠く宇内之大勢を一観し世界万国に対立する之大策なし。且朝廷微力にして各藩各心或は攘夷と言或は鎖国と言或は開国と言当日是を統一するの遠謀なくんば天下の瓦解日を刻し待べし」。<sup>2)</sup> 新政府の弱体と徳川幕府のごとき第二の覇者を生ぜしめないために強力な中央集権的統一国家体制が熱望され、その第一の手段として、廃藩置県のための外濠の埋滅の役割を果す版籍奉還が日程にのぼってくるのはこのためである。<sup>3)</sup>

維新政府の弱体的実態は後述する参与三岡八郎の経済政策いわゆる由利財政の推進過程にも明白に具現されている。外国官副事知のまま会計官の事務を兼務し、由利財政を引継いだ参与大隈重信のいわゆる第一期大隈財政になると諸藩に対し外国貿易を制限し藩財政に対する統制・干渉をおこなうなど中央集権化の政策が経済政策の分野でもかなり積極的に推進され、商人資本の動員も、その方向に沿って活用されていく。由利財政のばあいは諸藩連合政権的な維新政府の性格を反映して、藩財政に対する干渉はほとんどみられず、太政官札(金札)貸付けをとおしての殖産政策においても諸藩石高貸しにみられるごとく、区別なく一般的に便宜を計っており、集権化の方向を志向しながらも、諸藩に対してかなり妥協的姿勢が強かった。外国貿易においても諸藩は開港地に物産商会所を設け、外商と直

1) 高橋亀吉「日本近代経済形成史」第二巻24—5頁。

2) 「松菊木戸公伝」下1328頁。

3) 明治維新政府の弱体的実情と廃藩置県までの経過については、高橋亀吉 前掲書 24—31頁参照。

接貿易をすることを容認されていたから、諸藩に対する石高貸しはかえって藩財政を強化する結果をまねいたと考へてもさしつかえない<sup>4)</sup>。

すでに述べたごとく、みずからの物質的基礎をもたない維新政権にとっての当面の最大緊急課題は財政問題であり、財政的基礎の確立はもっとも早期解決を迫られた中心的課題であった。それだけに新政府にとっては経済制度の統一のために貨幣・金融・流通の統一・整備をはかるとともに、なお厳存している領主経済による諸藩の財政権を中央に集中して統一的財政権を確立することが急務であった。新政府首脳は、「分離セシ国力ヲ合併シ、一致ノ政体ヲ立テ」(大隈重信<sup>5)</sup>)「政令統一」の中央集権的近代国家を樹立するためには、幕藩体制下の個別領有権を否定して、諸藩のもつ貢租徴収権を新政府のもとに統一し、近代的財政権を確立することの必要性を痛感していた。政体一致に対して国家財政が不可分の関係にあるからである。後日新政府の日程にのぼってくる廃藩置県の目的について、井上馨はかれの大蔵少輔当時の回顧談のなかで、つぎのごとく述べている。「大蔵省において見れば、どうしても藩の収入を皆中央政府に取ろうという論になる……<sup>7)</sup>」、「それで、どうしても廃藩立県をやらぬといかぬと言うのは、実際に就いてであって空論じゃなかった。廃藩立県をして諸大名の財政を取らにゃいかぬ。……<sup>8)</sup>」。これにつづく回顧談のなかでも井上は経済的・財政的側面から廃藩置県の不可避性を強調しているようである。もちろん財政は政治と経済の結接点であり、政治的性格を過少評価することは至当ではないにしても、井上の廃藩置県断行への動機づけは、困難をきわめた維新政府財政の当時の担当者としての発想が示されており興味ぶかい。

4) 山本弘文「初期殖産政策とその修正」(安藤良雄編「日本経済政策史論」上所収) 5頁。

5) 「大隈文書」第一巻1頁。

6) 原田三喜雄「日本の近代化と経済政策」38頁以下参照。

7) 「世外侯事歴維新財政談」中巻25頁。

8) 同上202-3頁。

## 2. 新政府の財政窮乏

成立早々の新政府の財政収入はそのまま朝廷の財政収入を内容としていた。朝廷の収入は旧来の御料3万石のほか、1861(文治1)年ならびに1864(元治1)年以降幕府から年々献納されていた30万俵(石代納)にすぎなかった。これらのほかに固有の財源といえるものは何ひとつなく、しかも出費多端な当時の世情を反映して朝廷の内情は窮迫しており、国帑は皆無にひとしかったのである。連合政権としての新政府は廃藩置県までの期間は、戊辰戦争開戦後政府直領の旨公布して没収した全国の約4分の1の旧幕府所領819万石を歳入源とし、中央政府として増大しつづける歳出との板ばさみにあって苦境に立っていた。「貨政考要」はつぎのごとく述べている。「然レトモ政権ヲ維持セント欲セバ財本ナカルヘカラス、而テ當時朝廷ノ有セシ所ノ土地ハ僅ニ尺寸ノ禁領ニ止マリ…幕府ハ名義上日本全国ニ対スル政権ヲ奉還シタリト雖モ、其ノ直領ハ八百十九万石内ニ於ケル政権ニ至ツテハ毫モ前日ト異ル所ナク、而テ諸藩ト云ヒ寺社ト云ヒ之亦各其ノ封領ヲ所有シタレハ朝廷ハ他ニ所得ヲ得ルノ道ナカリキ。故ニ朝廷ハ當時ノ將軍徳川慶喜ヲ諭シ其ノ官ヲ辞シ其所領ヲ朝廷ニ返納セシメントシタレトモ慶喜ハ物情鎮定ノ後ニ非レハ辞官納地ハ不可ナル旨ヲ陳シ許諾セサリキ。(中略)故ニ明治元年ヨリ同四年ニ至ルノ間ハ政府ノ歳入常ニ欠乏ヲ告ケ且ツ會計ノ組織整頓セサルヲ以テ非常ノ困難ヲ感シタリ」<sup>10)</sup>「明治政府の財政はまず政府紙幣と借入金とで出発した」<sup>11)</sup>といわれるごとく、必然的結果として生ずる大幅な赤字財政は、外債を除けば、もっぱら三都を中心とする都市大商人からの借入れと政府紙幣の発行に依拠してまかなわざるをえなかったのである(第1表参照)

9) 「岩倉公実記」中巻185頁、「徳川慶喜公伝」第四巻141頁。

10) 「貨政考要」(「明治前期財政経済史料集成」第13巻所収295—6頁)

全国の土地が名実共に新政府の直領となるのは1871(明治4)年7月の廃藩置県以後のことであるが、社寺領地のばあいは、1870年12月に境内を除いて一般土地を命ぜられている。(「大日本租税志」第一冊508頁)

11) 大内兵衛「日本財政論—公債」22頁。

当時の政府財政窮乏の実状がわれわれの想像もおよばないものであったことは、つぎのごとき事情からうかがい知ることができる。由利が友人宛の手紙に「皇家におかせられては金穀の財えトントこれなく候」と書き送っているといわれること(元同志社大学総長住谷悦治先生の話)、また1867(慶応3)年12月26日、金穀出納所が地元京都の豪商三井(三郎助)・小野(善助)・島田(八郎右衛門)三家に献金方を要請していただいた論告には、

第1表 維新政府の財政収支(慶応3年12月～明治4年9月)

(単位:円)

歳 入		歳 出	
地 租	24,924,930.220	官 省 諸 費	9,737,371.532
海 関 税	2,943,768.476	陸 海 軍 費	7,360,904.740
各 種 税	1,863,926.008	地 方 諸 費	4,757,895.847
官 工 収 入	190,299.848	在 外 公 館 費	100,178.971
通 常 貸 金 返 納	667,367.492	公 債 元 利 償 還	439,336.957
官 有 物 所 属 収 入	382,445.163	諸 禄, 扶 助 金	7,539,298.252
通 常 雑 入	2,742,648.838	營 繕 費	4,021,148.047
通 常 歳 入 合 計	33,715,386.045	恩 賞, 賑 恤, 救 済 費	2,114,247.448
		通 常 雑 出	772,488.018
紙 幣 発 行	55,500,000.000	通 常 歳 出 合 計	36,842,869.812
公 債 お よ び 借 入 金	10,426,382.568		
臨 時 貸 金 返 納	9,000,870.186	征 討 諸 費	8,150,519.794
旧 幕 お よ び 旧 藩 公 納 金	599,401.377	旧 幕, 旧 藩 に 属 す る 諸 費	4,301,634.525
臨 時 雑 入	1,389,774.797	官 工 諸 費	7,523,110.114
例 外 歳 入 計	76,916,428.928	東 幸, 官 吏 洋 行, 勲 業 其 他 諸 費	2,725,396.478
		諸 貸 付 金	24,162,011.601
		調 達 金 返 償, 借 入 金 利 子	6,324,397.304
		臨 時 雑 出	603,816.905
		例 外 歳 出 計	53,790,886.721
歳 入 合 計	110,631,814.973	歳 出 合 計	90,633,756.533
		残	19,998,058.440

山本弘文「初期殖産政策とその修正」(安藤良雄編「日本経済政策史論」上所収)7頁より。

「未だ幕府より会計方の引渡なければ、恐多くも一金の御貯えなき姿にて<sup>12)</sup>とあり、さらに1868(明治1)年5月8日、会計基金金調達の目的で発せられた諭告には、「皇道新ニ復シ国是漸ニ定リ万機御親裁ニ出テ百事将ニ備ラントス。是時ニ当テ独備ラサルモノハ金穀ナリ。右ハ全ク徳川慶喜政權奉還ノ節、国家ノ用度併テ返上勿論タルヘキノ処、其儀末タ相運ハサル内春來ノ始末ニ立至リ朝廷無所入ニシテ出ル処ノ御費用不一方ニ依レリ<sup>13)</sup>」とあって、いづれも維新草創期の財政窮乏の実状を訴えている。<sup>14)</sup>

そもそも維新政府成立当初においては政府財政と朝廷の内帑とはいまだ区別されておらず、しかも朝廷の金穀が窮乏している上に、上述のごとく徳川慶喜がまだ朝廷に領地返上を果していないところから、維新政府の財政政策は徳川慶喜との政治折衝をもって出発した。いまそれまでの経過を年表風にみればつぎのごとしである。1867(慶応3)年10月14日薩長両藩に討幕の密勅が下った。同じ14日將軍徳川慶喜は山内(豊信)・後藤(象次郎)らの説く公議政体論に望みをかけてかれらの勸告をいれ、大政奉還の上表を奏請した<sup>15)</sup>。朝廷は翌15日、これを勅許した。同10月25日、10万石以上の諸侯に対して11月を予定して諸侯会議を開くため上京すべしと下命したが、召命を辞退するものが続出し、政局が混迷しているあいだに、岩倉・西郷・大久保・木戸などの武力討幕派は、土佐藩の主張する公武政体

12) 「三井家奉公履歴」1頁。神長倉真民「明治維新財政経済史考」52頁。

13) 「岩倉公実記」中巻458頁。

14) 国庫窮乏について言及したものはほかに、井上馨の「金は一文も朝廷にありはせぬ」(「世外侯事歴維新財政談」)をはじめとして、維新関係文書の随所にあらわれているが、つぎの逸話も如実に財政窮乏の実態を物語っている。1867(慶応3)年12月9日、人材登用の令が発せられ、全国各地から100人余が召集されたが、かれらのフトンがない。奔走の結果、なんとか130疋を借り集めたが、その借賃はついに支払われなかったという。(「世外侯事歴維新財政談」上巻4―5頁。)

15) 將軍徳川慶喜は大政奉還を建白するにあたって、「当今外国之交際日ニ盛ナルヨリ愈朝権一途ニ出不申候而者綱紀難立去候間、従来之旧習ヲ改メ政權ヲ朝廷ニ奉歸、広ク天下之公議ヲ尽シ聖断ヲ仰キ、同心協力共ニ皇国ヲ保護」(「岩倉公実記」中巻75頁)する決意であると表明している。

論をおさえて、12月9日小御所会議でクーデターを敢行し、新政府の理想とする「王政復古」の大号令が施政方針として発せられたのである。

その夜の小御所会議では徳川将軍の処分問題が主題であったが、この会議で討幕派が山内・松平慶永らをおさえて将軍慶喜に辞官(内大臣)・納地を命ずることを決定した。しかるに慶喜は辞官納地を勧告されると、これに回答せず、大政奉還はしたものの新政府とのあいだに政権交代＝財政権の授受について円満な談合をもたないまま、京都二条城から大阪城へと退去した。

「一金の御貯之なき」財政窮乏の朝廷新政府は、同12月14日早くも、慶喜に対して献金を要請せざるをえなかった。岩倉具視が従来官中御台向御用をうけたまわっていた戸田大和守に内命して、朝廷御手薄のため、先帝孝明天皇の一周年祭の行事さえもおこなわれがたいからとして、極秘のうちに大阪城の慶喜のもとへ無心におもむかせたのである。<sup>16)</sup> 結局幕府側から小堀数馬(代官)をとおして、その保管する貢納金を前後約5万両ほどといわれる献金をうけて、これによって急場を救われたのである。この朝廷政府側と幕府側との政治折衝が維新政府の財政政策の発端である。<sup>17)</sup>

政府側は、慶喜が大政を奉還した以上は同時に辞官納地をするのが当然である、名分上大政奉還しても実質的にいぜん土地・人民を領有して、ただ単に大政奉還をするというだけでは、口先だけで真に誠意あるものとは認めがたいとして、強く辞官納地を迫った。政府側とすれば王政復古の大号令とともに総裁・議定・参与の三職が設けられて新政府の政治機構が備わったにもかかわらず、大政を総覧する実質的内容である財政が無一物ではまったく維新の実をあげる事が不可能である。それだけに岩倉・西郷らを中心とする討幕派は緊急の最大問題として、とくに納地を将軍慶喜に

16) 朝廷新政府が徳川慶喜にひそかに献金を要請した事情について、政府側の見解は「岩倉公実記」(中巻185-6頁)を、幕府側の見解は「徳川慶喜公伝」(第四巻205頁)を参照。なお藤村通「明治財政確立過程の研究」(増補版)中央大学出版部4頁参照。

17) 藤村通 前掲書4-5頁。

強く迫ったのである。<sup>18)</sup>かくして政局の焦点は納地問題にしぼられていった。<sup>19)</sup>これに対し慶喜は「謹んで命を奉じ、官位は速かに辞退するが、納地問題は今暫く御猶予を請ひ、国内の人心静謐を待って奉還する」旨奏上した。<sup>20)</sup>小御所会議以来徳川所領のうち200万石を朝廷政府に納めることを要求されていたが、幕府側としては幕府持高所領400万石とはいっても、その実質収入は200万石にすぎない。その200万石を献上すれば幕府側の会計が成り立たなくなるとして単独負担に難色を示したのである。<sup>21)</sup>もちろん納地という重要問題となると単に將軍一家の問題にとどまらず、旗本以下の多数の家臣の生活問題、さらには諸藩にも関係をおよぼす事柄であったことも慶喜が納地を拒否した大きな理由であった。<sup>22)</sup>

すでにみたごとく、慶喜は「物情鎮定ノ後ニ非レハ辞官納地ハ不可ナル旨ヲ陳シ許諾セサリキ」(「貨政考要」)という状態で、未解決のままとなっており、しかも新政府は財政の目途がまったくないところから、幕府所有高のうち幾分かを献上するよう慶喜に伝えてほしいと、その仲介方を岩倉から尾州公徳川慶勝と越前侯松平春嶽の二人に要請した。春嶽公はその間のいきさつについてつぎのように述べている。「岩倉公より慶永(春嶽)申参候故、小御所御下段へ参り候処、今般格別の御英断を以、日本一国中の大改革被仰出候ニ就而は、慶喜公は願の通り政権返上並將軍職被廢候旨、御書付にて御渡有之、且又此度以降英断御変革被仰出候得共、於朝廷は兵馬ノ権力も無之、第一会計の目途も無之候に就ては追々是等の儀被仰出可有之候へ共、差当り於慶喜公は、幕府所有高ノ内幾分カ献上有之候様慶喜へ相達し可申との事。尤尾張大納言・越前宰相兩人へ被仰付候旨也」。<sup>23)</sup>

維新政府からすれば、「天皇御領三万石をもってしては経費支弁の方法

18) 沢田章「明治財政の基礎的研究」10—11頁。

19) 「岩倉公実記」中巻203頁以下、「徳川慶喜公伝」第四卷第三十章参照。

20) 同上11頁。

21) 藤村通 前掲書3頁。

22) 沢田章 前掲書11頁。

23) 「逸事史補」(「松平春嶽全集」第一巻所収)355頁。



すら立たず、妥協しても何とか所領の一部返還を希望していたのである。<sup>24)</sup>尾越士の三侯がしきりに朝廷（新政府）と大阪にいる慶喜のあいだを奔走して、問題を平和裡に解決せんと懸命に努力を重ねた。しかし調停の任にあたる春嶽公と山内容堂らは原則としては幕府側の自発的申し出を待つ態度をとっていたため事態は容易にはかどらず、岩倉・西郷らの討幕派を主流とする新政府は、辞官納地の儀が久しく停頓しているため、強くその決行を迫った。ついに12月26日、春嶽公は尾州公（徳川慶勝）とともに大阪におもむき、慶喜に勅旨を伝達した。ここで慶喜は前内大臣と称し、御政務御用途の儀は天下の公論をもって確定する旨協定され、固い恭順の意を示しながらも、納地問題については「朝廷の費用は諸大名一般其高に応じ割賦」<sup>25)</sup>するといふもので、幕府のみが納地するのはいかにも不当であるから、諸藩が全国割高をもって政費を負担すべきであるとしたのであった。

結局朝廷側からすれば、維新政府部門の主流である討幕派が幕府勢力を一掃しないかぎり維新の大業遂行は不能であるという立場から、最初から平和的に解決する意図をもたず、しきりに幕府方を挑発する態度をとったこと、また西郷が同志の相楽総三らに命じて江戸薩摩藩邸を拠点として、江戸の治安攪乱工作をおこない幕府側を挑発し窮地に陥れようとしたこと、反対に幕府側からすれば、朝廷側が前將軍慶喜に対し辞官納地を強要するのは言語同断の暴圧であると、かねてから憤懣やるかたないところへ、江戸の治安攪乱戦法にあって激怒、ついに1868(明治1)年1月3日、伏見で両軍の戦端が開かれ鳥羽伏見の戦いをみるにいたった。<sup>26)</sup>同1月10日維新政府は「是迄徳川支配イタシ候地所ヲ天領ト称シ居候ハ言語道断之儀ニ候。此度往古ノ如ク総テ天朝ノ御料ニ復シ、真ノ天領ニ相成候間左様相心得ヘク候。」<sup>27)</sup>と、旧幕府所領を新政府直屬とする旨公布し、これを没収し

24) 藤村通 前掲書3頁。

25) 「岩倉公実記」中巻228頁。

26) 辞官納地問題の経過等については「岩倉公実記」中巻203頁以下、「徳川慶喜公伝」第四卷三十章、三十一章各参照。

27) 明治元年「法令全書」6頁。

たのである。

### 3. 商人層からの御用献金

旧幕府所領を没収して新政府直属とする旨を公布したものの、単なる名目上にとどまり、これによりただちに新政府の実収が増加したわけではない。これよりさき、新政府は慶喜より納地を拒否されており、諸藩もいまだ財政権を返上していない上に、朝廷にも一金の御貯えもない状態であるから、みずからの財政資金を何としてもみずからの手で緊急に調達せねばならなかった。憂慮した岩倉らは「種々評議の結果、一時便宜の方法によって御用金穀を調達し、之に依って政局の発展を期するの外なし<sup>28)</sup>」という結論から、一時危急の便法として新政府財源を旧来の商人層からの献金による調達に求めた。この場におよんで急場をしのいで政府財政を救う手段としては旧来の都市大商人層に依拠する方法以外に良策がなかったからである。この資金調達業務を担当する最初の政府財政機関として1867(慶応3)年12月23日(「岩倉公実記」)、賢春門前なる学習院内に金穀出納所が創設された。今日の大蔵省の前身である。

金穀出納所は由利正通「子爵由利公正伝」によれば、12月「十一日一乘院里坊に参与役所を創設し、その管轄の下に設けられた財務機関であつた<sup>29)</sup>」とあり、「明治財政史」によると、12月「十二日一乘院里坊ニ参与役所ヲ創設シ其管轄ノ下ニ金穀出納所ヲ置キ同月二十七日仮ニ京都学習院ニ之ヲ置ク<sup>30)</sup>」とある。これらの記述によれば金穀出納所は岩倉のいう12月23日以前にすでに存在していたようであるが、維新政府の最初の財政担当官として越前福井藩士三岡八郎(のちの由利公正)・名古屋藩士林左門(のちの安孫子六郎)の両名が御用金穀取扱方を仰付けられたのは12月23日であつた<sup>31)</sup>。曰く、

28) 沢田章 前掲書12頁。

29) 由利正通「子爵由利公正伝」170頁。

30) 「明治財政史」第一巻229—230頁。

31) 「岩倉公実記」中巻 200頁。由利公正(当時は三岡八郎)が御用金穀取扱方を任命された経緯については、坂本龍馬の岩倉への推薦があったからだといわれている。

## 三 岡 八 郎

兼而被<sub>レ</sub>聞食入候儀有之御用金穀取扱ノ儀取締被<sub>レ</sub>仰付候、尤參與之儘勤仕可致御沙汰候事

十二月

追而學習院ヲ以テ即今之處、假ニ金穀出納所ト被<sub>レ</sub>定候間、同所へ出勤可有之候、但尾藩林左門外ニ執次貳人同役ニ被<sub>レ</sub>仰付候間右申合勉勵可有之候事

以後維新政府の財政資金調達運営はこの2名の財政担当者によってなされるのである。当時の商人層からの献金による資金調達について、「岩倉公実記」はつぎのごとく述べている。「小堀数馬ニ命シ其保管スル所ノ貢納金ヲ出サシメ、以テ一時度支ノ急ヲ濟フト雖、施政ノ順序ヲ立ツルニ從ヒ、費途益々多端ニシテ之ヲ供給スルニ難カラントス。具視大ニ憂ヒ東西本願寺、興福寺等ノ僧侶ヲ諭シテ金穀ヲ献セシメ、又都下ノ豪商三井三郎助、小野善助、島田八郎右衛門ニ金穀ヲ貸与センコトヲ諭ス。且熊谷久右衛門（香具商鳩居堂ト号ス）等ヲシテ洛ノ中外ノ豪商農ニ金穀ヲ献納シ又ハ之ヲ貸与センコトヲ説カシム。十二月二十三日金穀出納所ヲ創置シ參與林左門、三岡八郎（由利公正）ニ其取締ヲ命ス、是ニ於テ朝廷会計ノ途始テ緒ニ就ク<sup>32)</sup>」。

「朝廷会計ノ途始テ緒ニ就ク」とはいても、新政府が幕府からの財政を授受したわけではなく、みずからの財源を所有しているものでもないため、当初の金穀出納所の用件は御用金調達の範囲を出なかった。すなわち

---

る。1867（慶応3）年11月1日坂本来福、藩庁通じて由利に面会申し込み、2日面会。坂本の「現在朝廷に備蓄なし、名案は？」の問いに、由利「金札発行せざれば今日天下の計画は出来ぬ」と答へ、みずからの経倫策を披瀝。坂本3日福井出發し上洛。6日岩倉卿に謁して由利召命の策献ず。太政官より福井藩へ由利を上京せしめる旨の御沙汰あり、由利12月15日出發。18日上洛、御所へ初参内、18日付をもって参与に任ぜられ、23日御用金穀取扱いに任命さる。（由利正通前掲書146—169頁参照）。

32) 「岩倉公実記」中巻200頁。

金穀出納所の最初の会計業務はまず商人層から御用金穀を調達することからはじまった。12月26日地元京都の豪商三井・小野・島田三家を召喚し、諭告文を發して献金方を要請した。金穀出納所が三井三郎助に為替方御用を命じて達した諭告文はつぎのごとく述べている。「今般幕府大政を奉還し、直に大阪城に引上げたるに付、天下の政事は都て朝廷より仰出でらるべきは勿論の儀に候得共、未だ幕府より会計方の引渡なければ、恐多くも一金の御貯之れなき姿にて、何分にも御手薄の御儀なり。依之金穀出納所を置かれ、金穀醸集方尽力中に候処方今の形勢より察するに、朝幕の間何時兵端を開くべきやも測り難く、諸経費及軍資の支出に差支ふるの懸念なきにあらず、其組儀は年来輩下に住居し、往昔より禁裏御兩替相勤め来り候儀に付、更に金穀出納所御用達申附け候、此御場合を恐察し奉り急ぎ勤王一途に<sup>33)</sup>尽力すべし」。

同趣旨の諭告は他の京都の巨商・寺社にたいしても発せられた。これらの諭告によって12月27日熊谷久右衛門<sup>34)</sup>は金500両を献金し、翌28日加賀屋茂兵衛は金100両を、29日には奈良興福寺より金1000両、晦日には為替方三井組が金1000両<sup>35)</sup>を献金した。三井組はこのほか伏見戦争前夜の相国寺頓菅薩軍に士気高揚の目的で金1000両送献するなど多額の献金をしている。小野・島田兩組の為替方もそれぞれ翌年正月9日をもって金1000両宛献金するにいたった。これらのほか東西本願寺（翌正月4日それぞれ1000両、3000両）をはじめ多数の献金があいついたのであった。<sup>36)</sup>

金穀出納所は12月29日大阪の豪商鴻池善右衛門・加島屋久右衛門ら「大阪十人兩替仲間」を、「此度大政御変革に付御用の儀有之候間、主人に重

33) 「三井家奉公履歴」1頁。

34) 香具商老舗鳩居堂主人 熊谷久右衛門は勤皇の志最も厚く、伊東範次郎等と共に東奔西走、洛中洛外の富豪等に御用金穀献納を勸説し、殆んど商事を顧みるいとまがなかったという。（沢田章 前掲書13頁）。

35) 「三井家奉公履歴」1—5頁参照。

36) 沢田章 前掲書13—4頁参照。

役之者附添早々登京可仕候事<sup>37)</sup>」の旨を達して京都に召喚せんとした。しかしこの段階では年の瀬であったこと、多人数が申合せて奉行所へも届けず内密に上洛することは困難であるとの理由で、結局慶喜への義理だてから上洛を拒否<sup>38)</sup>されている。

以上のごとくして1867（慶応3）年12月27日以降、翌年1月末日までに金穀出納所に献納された金穀はつぎの通りである。<sup>39)</sup>

- 一、金三万八千十五兩一朱 一、大判十枚 一、銀四千百六枚
- 一、銀三貫五百目 一、銀一貫九百文 一、米千二百四十石
- 一、綿百二十把 一、炭二百俵 一、草鞋千足

以上要するに経常的財源をほとんど有しない新政府としては、都市大商人からの献金調達によって当面の急をしのがざるをえなかったのは当然であった。しかし1868（明治1）年1月3日伏見・鳥羽の戦端が開かれ一連の戊辰戦争へと戦闘が拡大すると、政府支出は収入をはるかに超えて、ここに新政府は根本的にみずからの財政政策を確立せねばならなくなった。かくして新政府の最も緊急にして最大の困難は討幕費の調達であり、維新政府の財政政策は討幕費の調達から出発したのである。その困難打開の苦肉の策が維新政府の財政責任者由利の会計基金の募債であり、ここにいわゆる「由利財政」の始動となったのである。（参与三岡八郎が「公正」と改名したのは、1868（明治1）年8月であり、旧姓「由利」に復したのは1870（明治3）年8月8日である。かれが維新政府の財政責任者として政策を遂行した時点では「三岡」であるが、一般に「由利財政」と呼ばれているため以下は「由利」で統一して記す）

#### 4. 会計基金募集（由利財政発足）

##### 第一 新政府財政政策の必要

世にいう鳥羽伏見の戦い開始時の新政府の会計窮状と混乱について参与

37) 「鴻池文書」。本庄栄治郎 前掲書 367頁。

38) 本庄栄治郎 同上367—8頁。

39) 沢田章 前掲書15頁。由利正通 前掲書185頁。

東久世通禧はつぎのごとく語っている。「戊辰の正月伏見鳥羽の戦が始まった時は実に朝廷の安危存亡ともいふべき秋であった。其当時吾々は素より決心して居るから斃れて已む迄の事と思って少しも怖い事は無い。三日の夜征討参謀を仰付けられて、俄に旗を造るやら、出発の準備をするやら、大騒ぎであったが、此時朝廷に金が無い。誰やらが会計官であったが、御所中でヤット五百両許りかき集めてそれで東寺まで押し出した<sup>40)</sup>」。前出の勤王の志最も厚いとされる熊谷久右衛門(直孝)はまず伏見で戦端が開かれると、「明日の事は言ふて居られぬ。今御所にさっぱり金が無いのやで、何事をする事も出来ぬから、マア是だけは持って行くワ」といって、売上げ金66両余入った錢箱をそのままつかんで朝廷へ急行し、さらにその後金1000両献金したといわれる<sup>41)</sup>。

伏見鳥羽の戦いに端を発し、1月7日に「徳川慶喜追討の勅令」が発せられて、東山・東海両道から追討のために京都を進発した東征軍は、それぞれ岐阜と府中で軍資金が欠乏し、矢のような軍費督促の急便をしばしば京の会計局へ送らねばならなかった。新政府の必要経費は戦火の拡大とともに一層多額の討幕費を必要としたばかりか、一連の維新事業遂行のためにも龐大な費用が要求された。主要項目のみを摘出してみればつぎのごとしである。一、有栖川東征総督の東征軍費(御親征費)、一、関東大監察使東下費 一、御東幸御用費 一、甲鉄艦代金(幕府がアメリカへ注文していたもので25万ドル) 一、貿易基金洋銀5万ドル 一、その他。

維新政府の財政は当初から三井その他の富豪を中心として、京都商人の献金調達に依存してきた。それだけに新政府は三井その他の富豪を優遇した。三井組の記録はつぎのごとく記している。1838(明治1)年1月18日に「正親町少将殿御目見付仰付けらるべき旨仰出たされ三郎助名代壹人参殿候処、御膝元近く御招寄せ御手づから御熨斗鮎下し置かれ、今般御一新に付献金奇特の事、猶ほ勤王尽力致すべき旨御意有之御別席に於て御菓子

40) 東久世通禧「竹亭回顧維新前後」。由利正通 前掲書180頁。

41) 「世外侯事歴維新財政談」上巻1-4頁参照。

御酒御飯下され候事<sup>42)</sup>。]

1月15日の三井の口上書によれば、従来三井・小野・島田三家は新政府の献金要請にたいし、その都度協力して、三家の信用にたいして取組んできた為替金を融通して政府の緊急費用をまかなってきた<sup>43)</sup>。しかるに金穀出納所の支出は収入よりはるかに多く、それだけ御用金も多額にのぼり、もしそのために為替の支払いを停止すれば商取引上の信用を失墜し、融通阻害から、ひいては御用金が困難となる恐れがあった<sup>44)</sup>。ここにおいて金穀出納所は1月17日につきのごとき達しを公布したのである。「御復古に付ては其筋追々御取調可有之儀に候得共、即時金穀御用途の処、御手支への程も難計、何時御用被仰付候哉に付、各々分相応意致し置くべし、尤借召され候次第に有之候事。

但、相对取引の分は勝手たるべし候得共、本文の通りニ付大金融の儀は一応金穀御役所へ伺出候上取計可致候。

辰正月

金穀出納所<sup>45)</sup>。]

ここにいたって新政府は、御用金は単なる献金ではなく政府の借入金であること、ただし多額のばあいは一応金穀出納所の都合を確認したうえで納金することを公表せざるをえなかったのである。三井・小野・島田三家の豪商を中心とする商人層からの献金調達限界をむかえて、新政府は従来のごとく当面する場当たり主義的な急場しのぎの財政問題処理に追い回されるのではなく、資金窮乏打開のために本格的なみずからの財政政策の確立を要請されたのである。維新政府が財政資金調達のために講じた本格的な政策が、発案者由利による会計基立金とよばれるものである。

## 第二 会計基立金成立

これよりさき、由利はかれが召命をうけて1867（慶応3）年12月18日上

42) 「三井家奉公履歴」7頁。本庄編 前掲書403頁

43) 同上3—4頁参照。

44) 本庄栄治郎編 前掲書365頁。

45) 同上365—6頁。

浴、即刻参与職拜命以来(御用金穀取扱方拜命は23日)、かれが坂本に披瀝した金札発行による経倫策をしばしば岩倉に進言していた。翌1868(明治1)年1月4日由利は太政官会議において金札発行の議を建議したが強い反対論にあい、この時点ではいまだ採用されなかった。

伏見鳥羽の戦火が拡大して東征軍となり巨額の軍費を必要とするにもかかわらず、新政府では財政(会計)の基礎が未確立の状態であったため、1月8日「経済を如何せん」との議題で小会議がもたれた。由利が語るころによればその内容はつぎのごとくである。「其時の列席者は広沢兵助、岩下左次右衛門、後藤象次郎、福岡藤次、大久保一蔵と私と六人……其経費が如何とも仕方がない。そこで軍用金を如何せんと広沢が口を切って私に二十万両の金を心配して呉れと言ふた……其時二十万両といふたのは余程思ひ切つて言ふたのでございます。私は唯其位の金は何の足しにならぬと言ふた。……然らば貴様の考えには如何ら程要る見込みだと言ふから、差向き三百万両は要る。つまり江戸まで攻めて行くだけの旅費を造らなければならぬ。大津迄行って又それから先きの軍用金を募るといふ様な事ではいけないと言ふた。それなら其の金が出来るかと言ひますから、出来ぬでも造らねば止めることはなるまいから、是非共やるに仕様ぢゃないかといふ話になつて<sup>46)</sup>、会計基金募債の根ができたのである。この会計基金は太政官札(金札)発行と密接な関連があるが、太政官札は当面の本题でないので、ここでは言及しない。

由利は拡大する戦費調達方法として1月21日会計基金300万両の募債と太政官札発行の件の双方を同時に太政官会議に建議した。会議は「衆議紛紜疑懼百出して容易に決せず、翌二十二日も同様の結果に終り、二十三日

46) 由利正通 前掲書188—9頁。小会議の日付けは、由利の時と所を異にした談話によれば6, 7, 8, 9各日の4種あって一定していない。(沢田章 前掲書17頁以下参照) 沢田章氏は「由利公正子の実話は誤伝が多くして基だ信用が出来ない」(同17頁)という。三岡丈夫「由利公正伝」の小会議の件(141—2頁)では「七日夜」となっている。由利正通「子爵由利公正伝」は「最も信憑するに足るものとして」史談会速記録第五十九輯37—39頁を転載している。(同188—190頁参照)。



に至って始めて之を可決し<sup>47)</sup>、その主宰を由利に命じた。会計基金募債決定は、維新政府の最初にしてみずからの財政政策の出発点として銘記されてよい。会計基金が維新政府の政策として決定した日付けについてはかならずしも一定していないが、<sup>48)</sup>「春嶽私記」・伊達宗城の「御手留日記」・中根雪江の「戊辰日記」などは23日説になっている。そのうち「戊辰日記」の1月23日建議可決の条によれば、「今日議事相決し御布令に可相成御趣意御書面如左<sup>49)</sup>」として、つぎの文がかかげてある。すなわち「一今度与天下更始一新公明正大之御政道被為行候に付費用金先づ三百万兩被為積置度御趣意に候依之京大阪不申及無遠邇富饒之者共調達為致是を国債とし万国普通之公道を以可及返弁決して後日之難渋に不相成候様可取計候間無懸念早々調金之儀会計事務裁判所へ可申出事

会計事務総督<sup>50)</sup> 閣

会計基金募債決定は1月23日であるが、宣募はすでに4日前の1月19日におこなわれている。「大蔵省沿革志」は1月19日の項で「金三百万兩近畿諸国の豪商に宣募す<sup>51)</sup>」と記している。その告令によれば、「今回金300万兩を募借し、次て会計の基本に充んとす。其の償還方は粗米を以て之れに抵当す。然るも若し他物を以て償還することを希望せば、良く之を申請すべし<sup>52)</sup>」とある。維新政府の会計実権者となった由利は、維新の大業遂行のためには300万兩の基金調達はやむなしとの固い決意から、太政官会議での募債決定以前からすでに資金調達の準備を着々と進めつつあったことは明らかである。「会計御用記」1月20日の条にはつぎのようにある。

「一、三井三郎助並手代明廿一日午刻金穀役所之召之事

一、三百万兩

47) 沢田章 同上17頁。

48) 同上17頁以下。藤村通 前掲書10頁各参照。

49) 中根雪江「戊辰日記」94頁。

50) 沢田章 前掲書29頁。

51) 「大蔵省沿革志」（「明治前期財政経済史料集成」第二巻）3頁。

52) 同上3頁。

会計元立として国内富有之もの之調達被仰付置、右御返弁方御議定嚴重に御取極之事

一、調達族令安心之ため是迄公料と唱候収納御引当に可相成哉之事<sup>53)</sup>。

21日、すなわち由利の会計基金募債建議提出の日、三井のほか小野・島田の御為替方三家が金穀出納所へ出頭した。金穀出納所は300万両調達のために近畿における富豪商人の氏名をあらかじめ知っておく方が都合であるとの理由から、かれらを調査してその名簿を作成し提出せよと命令した。すなわち「三岡殿より当地金銀座其外両替屋向銀主等都て身元宜敷者名前早々承知致度尤近在の向且大阪向大家向も相心得居候はゞ名前書差出すべし<sup>54)</sup>」下命したのである。大蔵省旧蔵資料によれば、「京師大阪近江富有或貸附両替等致し居候名知早々可差出候儀申渡候<sup>55)</sup>」となっている。翌22日に「京都並近江在荒増名前書」一冊、「大阪荒増名前書」一冊、「江州荒増名前書」一冊の富豪名簿3冊が奉皇せられた<sup>56)</sup>。これが後日会計基金募債の台帳となるのである。

### 第三 会計基金募債経過

会計基金募債が1月23日太政官会議で採択されると、これと同時に<sup>57)</sup> 京都の富豪を来る29日二条城内会計事務裁判所へ召集する旨を決定した。

維新政府は前記奉呈帳にもとずいて1月29日京都の富豪(主人または名代)百数十人を京都二条城へ召集し、国家非常の際、奉公の誠をつくすべく告諭して、会計基金300万両の募債のことを達した。諭達はつぎのごとく述べている。「此度於太政官万機被問召候に付ては、金穀其他民間戸口賦役等の儀総て会計局御取扱に相成候には、其方共、向後会計御用被仰付候間何れも厚相心得正路を以上下共差支無之様精々尽力可有之事。尤是迄仕来り融通は勿論新規取引の廉も、尙健成引当を以手広融通させられ度

53) 沢田章 前掲書30頁。

54) 「三井家奉公履歴」11-12頁。

55) 藤村通 前掲書12頁註17。

56) 「三井家奉公履歴」12-13頁。

57) 沢田章 前掲書30-31頁。

御趣意に候間、心附之次第有之候はゞ早々可申出事。

金子参百万両

右者此度会計為御元立金調達可有之事、右返済の儀は地高を以御引当に被成下候筈に候得共尙好之筋も有之候はゞ可申出事<sup>58)</sup>。]

京都商人のばあいは古来朝廷のお膝元であっただけに、維新政府との接触が急速かつ緊密におこなわれたが、大阪商人にたいする召命は当初容易ではなかった。1867(慶応3)年12月29日に鴻池ら10人両替仲間が金穀出納所から呼び出しをうけたとき、かれらが慶喜への義理だてから口実をもうけて上洛を拒否したことについてはすでに述べたところである。しかるに翌年1月6日慶喜が大阪をたつて海路江戸へ向うと、7日に慶喜追討勅令が発せられて、ここに大阪も新政府の支配下に入り事情は一変した。大阪商人にたいする召集は伏見鳥羽の戦いにより中断されていたが、新政府は1月18日畑肥前守を禁裏御使として下阪せしめ即日鴻池ら十人両替仲間にたいし、明19日本人に重役の者付添い北組惣会所へ出願すべしと下命した。19日出頭した鴻池らに、前述の去る12月29日の召状が再び交付され、上洛の旨の請書を提出せしめられて、23・4日頃各自上京したのである<sup>59)</sup>。そして1月29日二条城へ出頭して京都富豪同様由利より会計基金調達を諭告されたのである。御用向き不明のまま上京した十人両替仲間は300万両という莫大な金額に、30万両の間違いではないかと反問して、確かに300万両であるときめつけられて一驚したといわれ、鴻池らは「誠に何が何やら分らず、混雑」(鴻池文書)のうちに、否応なく資金調達を応諾させられたのである。

すでに幕藩体制下で多額の御用金に苦しめられてきたこともあって、大阪商人の中には新政府の莫大な資金調達から逃れんために閉店・休店する者が続出した。三井組も幕末から維新時にかけて危機にあったことはよく

58) 「三井家奉公履歴」14-16頁。

59) 鴻池ら大阪十人両替仲間が1月29日上京するについて、その御用向き如何と大変心配していたといわれる。沢田章 前掲書33-34頁。本庄栄治郎 前掲書368頁各参照。

知られているところであるが、当時の三井の窮状について由利はつぎのように述べている。「三井の店が江戸にも大阪にも京にもあって、金庫が八つもありましたが、其实一文も金はありませぬ<sup>60)</sup>。三井組に次いで新政府に多額の献金をおこなってきた小野組も、当時貸付金はほとんど回収不能となり営業休止の状態に陥っていた。すでに述べたごとく三井・小野・島田三家が金穀出納所の矢のような献金調達<sup>61)</sup>の要求に応じたのは、三家が協力してその信用にたいして取り組んできた為替金を融通してきたためであった。しかるに無制限な新政府の御用金に為替支払い停止寸前にまで追い込まれ、かつ大阪の多数の商人が閉店・休店するにいたっては、到底300万両の募債を実現することは不可能であった。そのうえ京都商人の中にも多額の御用金穀を献納して奉公の意をあらわした上に、なお莫大な基金立金受諾を強要されてはと、これから逃避せんとするものが少なくなかった。

かくしてここに2月2日三井・小野・島田の為替方三家は大阪の富豪を説くにあらざれば、その募集は困難である旨のつぎのごとき口上書を金穀出納所へ提出した。

「 乍恐口上書

此度京阪町人共被召被仰渡候御次第柄難有泰拜承候、實以盡方可仕義勿論之御事に付而は會計御取立金高三百萬兩と被仰出英大之御事と乍申、今一段廣大にも仕度被仰出之通上下共差支無之様之御趣意難有相貫申度皆承り候得共、大阪名之聞に候町人之内戸メ或は休店仕候向も有之哉承り、當時御大切之御場合右様成候而は不人氣之基、私共義は御為替御用被仰付候義に付但々融通相成候様心願に御座候、尙御役所御役人様方並熊谷久右衛門始上下共一應無御腹臍心底打合置、此度被為召候町人之内にも不心得之者

60) 由利正通 前掲書190頁。

61) 小野善右衛門（当時は西村勘六）は新政府への献金についてつぎのごとく述べている。「徳川家に捧げて灰にするか又は朝廷様へ差上げるか…… 自分の家は代々京都に住居して朝廷のお膝元で安楽に商売をして永らく御恩を蒙ったから、同じことなれば朝廷の方へ捧げようといふので……」（由利正通 前掲書183頁）。

候得共論談仕度奉存候、併深思召も被為在候慮に右様之義奉申上候茂奉恐入候得共唯一心に御趣意相貫申度心底に付奉申上候、若御差支被為在候はゞ御聞流可被成下候様奉願上候 以上

為替方

二月二日

名 代 連印

金穀出納所

御役人中様

62)  
」

岩倉は為替方三家を本邸に召致し、とくと朝旨のあるところを説諭し、かれらをして遂に家産を傾けるも必ず命に応ずる旨誓わしめると同時に、2月12日会計局判事三岡八郎こと由利公正は大阪商人説諭のため下阪した。(1月17日、会計事務課が創設され、金穀出納所の事務を管理)。由利は翌13日鴻池・加島ら大阪商人15名を旅宿に召喚して基金募債の理由を諭示し、即日全員を会計裁判所御用掛りに任命した<sup>63)</sup>。2月19・20日両日、大阪町人650人(19日,322人。20日,328人)を召出し、基金調達<sup>64)</sup>の旨諭示した<sup>65)</sup>。

新政府の懸命の努力にもかかわらず会計基金は従来の御用献金とことなり、地租を引当にした国内債であったにもかかわらず、新政府の意図に反し容易に集まらなかった。主要理由は 1.内乱とそれに付随する政情混乱。2.経済秩序の破壊と商業不振。3.京都・大阪をはじめ畿内豪商の商業利貸資本の減少などであり、倒産閉店する商人続出、将来への不安もあって会計基金に応募しようとする商人が少なかったからである<sup>66)</sup>。

維新政府はみずからの財政的基礎の確立のために、会計基金300万両募債という一大目標をたてたものではあったが、その募集は困難であり、軍

62) 沢田章 前掲書36頁。

63) 同上35頁。

64) 「鴻池文書」。本庄栄治郎 前掲書269頁。

65) 「金穀出納所御用留」。本庄栄治郎編 同上369頁。

66) 会計基金の性格についての各見解については藤村通 前掲書8—9頁参照。

67) 藤村通 同上11頁。

費もいぜんとして欠乏していた。御親征の名目でまず大阪までの行幸を決定したもののその費用がなく、2月21日京都富豪16名につぎの諭告が通達された。「此度御親征ニ付き当月先ツ浪華へ行幸被仰出候。右御用途筋ノ儀ハ皇威弛張、根基ニ候テ、御親征御成功之御用務ニ候間、御趣意ヲ以テ其方共へ右御用達被仰附之候。……」<sup>68)</sup>。大阪商人に対しても上納金の下命があり、京都・大阪の商人がそれぞれ5万両ずつを割り当てられた。東征軍からすれば軍費を京都にたよるほかにすべがなく、新政府へ戦費調達の催促が矢のごとく相次いで、京都会計事務局の軍資金調達の苦慮奔走はその極に達したのである。

駿府駐在の大総督府は京都からの送金が思うように期待できないため、やむなく現地調達によって資金欠乏を補わざるをえなかった。まず大総督府は3月4日資金調達の窮余の一策として金券(軍票)発行の同意を会計事務局にもとめた。会計事務局はその会計の窮状を告白して、出先きにおいて金券を発行し一時支弁せよとつぎのごとく回答したのである。「軍資金穀ノ度支ハ目今ノ一大要事ト為ス、然ルニ前日陳開セン如ク本局ハ徒ラニ会計ノ名有ルモ其実無ク、纔ニ称借金ヲ以テ目下ノ急ヲ済スルノミニシテ局内日用ノ経費スラ尙其ノ弁給ニ難シ、困テ牙旗屯割間ノ費用ハ前日商議セン如ク金券ヲ以テ一時之ヲ措弁シ、日後本局ヨリ真貨ニ兌換シテ其ノ金券ヲ回収ス可ク……」<sup>69)</sup>。しかるに旧幕領の上新政府にたいする信用がまだまだ稀薄であるところから金券発行が円滑におこなわれないため3月24日府中商人から御用金借り上げについて会計事務局へつぎのごとく諮問した。「目今軍須金穀欠乏シテ其ノ度支ニ艱ム、因テ官軍ノ駿河国府中ニ屯割スルノ間本地ノ市民ニ用達ヲ命シ以テ金銀ヲ公貸セシメントス、蓋シ先鋒ノ軍隊モ亦タ費金匱乏ニシテ相ヒ濟フ能ハス、而シテ前日貴局ニ要求セル金銀モ亦タ輸到セス、故ニ巴ムヲ得スシテ此ノ措置ニ着手セリ、其ノ償還方ハ本年歳杪ト明年トノ両回ヲ以テ定期ト為ス、苟モ約信ヲ失セサレバ

68) 「岩倉公実記」中巻292頁。

69) 「大蔵省沿革志」(「明治前期財政経済史料集成」第二巻)9頁。

則チ此ノ穀借ヲ挙行スルモ妨ケ無ル可シ、請フ權宜処分ノ情状ヲ領悉セヨ<sup>70)</sup>。これにたいし同意の返事があたえられた。結局大総督府は府中商人たちからの現地調達と会計事務局からの糧米2万俵、三井・小野・島田三家より調達の一万両の送付をうけて、ここに東征軍はようやくふたたび進発可能となり、江戸にはいることができたのである。<sup>71)</sup>

#### 第四 会計基金募債成果

会計基金調達についてはその過程において募債する維新政府側のみならず、三井・小野・島田三家の御為替方をはじめとする強制的に応募せしめられる側にとっても言語に絶する苦難があったことは容易に想像される。会計基金募債はそれ自身独自の財政政策として遂行されたものではなく、後にみる由利の殖産興業政策にかかわる太政官札（金札）発行との関連において立案実行されたものであるため、これだけをまったく切りはなして論ずるのは至当ではないということを念頭に入れて、会計基金調達の成果をみておきたい。

本庄栄治郎氏の「明治初年の御用金」によれば、つぎのごとくなっている。1869（明治2）年12月三井組が政府の諮問に応じた「口上書」によれば、「京都并在々凡高金百三十万両に御座候」となっており、島田家の記録には「京阪并在々にて凡高金百三十万両調達仕候事」とある。また岩倉が5月に上申した意見書中にも、「前日以来僅に三百万両の金を徴募するに未だ予算の半ばに達せざるは殆んど恠訝に堪へざるなり」とあり、その徴募額はおおよそ明らかである。<sup>72)</sup>

会計基金調達の成果の評価は基金の性格をいかにとらえるかということと関連する。沢田章氏が「明治財政史」を批判して、「明治財政史とも言ふべき総合的大編纂を成すに当って……維新当初の会計基金三百万両

70) 同上8頁。

71) 東征軍の軍資欠乏と調達については、沢田章 前掲書45頁以下、神長倉真民 前掲書第一編の1頁以下、第二編140頁以下、由利正通 前掲書214頁以下各参照。

72) 本庄栄治郎編 前掲書370頁。

調達の如き、何等の記述もなく、全く閑却せられて居るのは何故である<sup>73)</sup>。」といわれるように、明確な性格規定をあたえていないために見解が分かれたのである。<sup>74)</sup>すなわち本庄氏は会計基金と御親征費・関東大監察使東下費・東幸費などを別個のものとするいわゆる狭義の解釈をされるところから前述のごとき成果となるのである。

沢田氏が指摘されるごとく、もともと会計基金という特定名辭が最初から存在したわけではないから、会計基金と呼ばねばならない理由もないのである。つまり大蔵省資料は会計基金 300 万両は諸調達資金を包括せるものとして一括処理している<sup>75)</sup>のである。

したがって沢田氏の広義説が至当とおもわれるが、この見解に立てば会計基金の資金調達成果の評価は一変する。すなわち大蔵省出納寮書類のうち「卯年正月より巳年正月迄」の「京撰其外基立調達金」<sup>76)</sup>によれば、関東調達分をのぞいて、金267万1,876両1朱、洋銀2,301枚、銀210貫目、これらのうち洋銀を金に換算すれば1,725両3分、銀のばあい<sup>77)</sup>は3,500両、合計267万7,101両3分1朱となる。これに東京会所分<sup>78)</sup>32万1,330円余、横浜町会所分<sup>79)</sup>7,844円を加えると会計基金調達目標は達成しているといってもよい。

しかし会計基金資金調達の成果というばあい次の諸事情を考慮しなければならぬ。すでにふれたごとく、会計基金の募債は太政官札(金札)発行と深いかわりをもっているために、本来これらの関連をまったく無視して論ずることは至当ではない。また大総督府が府中商人から資金を借り上げた例や、東征軍が急場をしのぐために江戸において100万両の軍費

73) 沢田章 前掲書5頁。

74) 会計基金については用金説・国債説準備金説などがある。藤村通 前掲書8—9頁参照。

75) 沢田章 前掲書85—87頁。藤村通 前掲書8—9頁。

76) 「出納寮関係史料雑綴」, 三井文庫写本, 沢田章 前掲書87—89頁。

77) 沢田章 同上90頁。

78・79) 「歳入歳出決算報告書」(「明治前期財政経済史料集成」第四巻)49頁。



調達をおこなったことにみられるごとく、京都からの送金が滞りがちであるがために、東征軍は現地で個別的な独自の資金調達をせざるをえなかったのである。かくして「会計基金金の宣募は政府調達金の趣旨を綜轄した<sup>80)</sup>ものとしての意義をもって、個別的な調達金にくみかえられて」<sup>81)</sup>といったことである。さらに会計基金金300万両募債というばあいその300万両という見込み金額は由利が必要資金としてあらかじめ算定して割り出した数字ではない。由利の語るところによれば、「初めに二十万両、三十万両と言ったら再びとは出はしない。ペソをかくより外、道がない。そこで三百万両と切出しておいて取れるだけや<sup>81)</sup>って行く考へ<sup>82)</sup>だった」というのである。すなわち最初少なく切り出して後日困らないために、1月8日の小会議の席上開口一番、列座の決意をうながす意味に用いたと述懐していることも考慮されねばならないとおもう。

会計基金金は、元来当初から三井・小野・島田三家を中心とする商人層の献金に依拠してきた財政的基礎をもたない維新政府が、はじめてみずからの財政的基礎を確立するために地租を引当にした国内債として、同じく三井組らの商人に依存しながら当面の軍費・政費充当の基金とする目的で立案し、実行に移した財政政策であった。しかるに大阪商人をはじめ京都商人や近畿の商人たちが基立金調達から忌避せんとしたり、減額嘆願が相次いで、基立金の資金調達はかならずしも新政府の意図どうりには容易に進行しなかった。その間閏4月25日付書状をもって三条関東大監察使が、「金子極々払底最早軍費も殆果困苦仕候間模様により外国より借用可仕候間此段御聞置可給候<sup>83)</sup>」と、軍資金50万両を会計局へ申請してきた。同29日議定参与が召集されて大会議が開かれ、その席上岩倉は今日政府の財政問題の重大なるを論じて、その解決に各位の尽力方を要請した。ついで5

80) 藤村通 前掲書11頁。

81) 由利正通 前掲書205頁。

82) 同上189頁。

83) 沢田章 前掲書71頁。

月8日改めて会計基立金資金調達のための論告が発せられた。この内債布告は従来のごとく京畿地方のみにとどまらず、広く諸地方の富豪庶民に調達金を求めるものであった。いぜんとして会計基立金資金調達到に困難をきたしているあいだに、金札発行予定日であった5月15日を迎えるのである。

(第4号へ続く)。